



令和6年10月29日

航空局 安全部 空港安全室

「空港の安全に関わる情報(令和5年度)」の公表

～「第11回空港安全情報分析委員会」の結果概要～

令和6年9月5日(木)に、第11回空港安全情報分析委員会を開催し、空港分野の安全に関わる情報の報告(令和5年度)について審議しましたので、その結果概要を取りまとめました。

1. 空港安全情報分析委員会について

平成26年4月より適用された「航空安全プログラム」により、安全情報^{注)}を収集するための報告制度を導入いたしました。

この制度により、空港の設置管理者は安全上の支障を及ぼす事態が発生した際、関連情報を収集し航空安全当局へ報告しなければならないことになっています。

国土交通省では、報告された安全情報についての分析及び公表を適切に実施するため、本委員会を毎年開催しています。(委員名簿は別紙1)

注)「安全情報」とは、航空事故や重大インシデント及びその他の安全上の支障を及ぼす事態に関する情報を指します。

2. 議事概要

(1) 航空局より空港分野の安全に関する取組を報告しました。

(2) 令和5年度に空港の設置管理者より報告された安全情報について、評価・分析を行いました。(議事概要は別紙2)

当該安全情報について取りまとめを行い、安全監査の実施状況と合わせて、その内容を「空港の安全に関わる情報(令和5年度)」として公表することとしました(別紙3)。

本報告は以下のURLからも入手可能です。

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr9_000016.html

【問い合わせ先】

航空局 安全部 空港安全室 尾野、廣野、岡田

代表 : 03-5253-8111 (内線:49554、49565)

直通 : 03-5253-8701 (空港安全室)

第 11 回 空港安全情報分析委員会 委員名簿

(敬称略)

(委員長)

福手 勤 東洋大学 名誉教授

(委員)

垣本 由紀子 日本ヒューマンファクター研究所 顧問

小松原 明哲 早稲田大学理工学術院創造理工学部経営システム工学科 教授
(交通管制安全情報分析委員会 委員長)

井上 慶司 国土技術政策総合研究所 空港研究部長

(特別委員)

河内 啓二 東京大学 名誉教授 (航空安全情報分析委員会 委員長)

(オブザーバー)

定期航空協会

(航空局)

北澤 歩 航空局 安全部長

古屋 孝祥 大臣官房参事官 (安全企画)

木内 宏一 大臣官房参事官 (航空安全推進)

鈴木 信昭 航空局安全部安全政策課空港安全室長

宮園 誠 航空局安全部安全政策課航空交通管制安全室長

第 11 回 空港安全情報分析委員会の議事概要

【議題 1】 空港分野の安全に関する状況

事務局から令和 5 年度において、空港管理者から報告のあった空港の設置者が管理する施設若しくは運用に起因する又は起因して発生した航空機事故・重大インシデント及び安全上の支障を及ぼす事態の安全情報の報告を行った。

【議題 2】 空港分野の安全情報の分析と対策

事務局から令和 5 年度の安全上の支障を及ぼす事態の分析と再発防止策及び実施した取組等の報告を行った。

【議題 3】 空港分野の安全監査の実施状況

事務局から令和 5 年度の安全監査の実施概要とその結果及び今後の取組について報告を行った。

【議題 4】 空港分野の安全情報の公表について

事務局から公表資料の報告を行った。

(公表資料は http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr9_000016.html より入手可能)

(総評)

第 11 回空港安全情報分析委員会において、令和 5 年度の空港分野における安全情報について、審議した結果、各事案について、関係者により再発防止策等必要な対応がとられていること及び引き続き適切にフォローアップを行っていくことが重要であることが確認されました。

委員からは、以下のとおり、

- ・ 制限区域内の安全に深くかかわるグランドハンドリング業務の魅力をより訴求し、新人の安定的な採用につなぐと同時に、安全教育を含めきめ細やかな訓練を徹底して人材の定着につなぐことが重要。
- ・ 航空需要増の中で、一段の繁忙が懸念されることから、仕事を減らすということも考えていかなければならず、例えば、航空会社ごとに作業基準が異なるケースについては作業基準の共通化や資格基準の一本化、さらにグランドハンドリング業務の近代化、自動化、ロボット化、無人輸送運転等を考えていかなければいけないこと。
- ・ 安全情報全般として各空港に水平展開する際には、空港内に所在する事業所に所属しているすべての作業員に情報をしっかり伝えることが大事であり、そのためのシステムを確立する必要があること。

など様々なお意見やご示唆がありました。

前述の作業基準の統一化や自動化などは、国から直接、グランドハンドリング事業者に対し働きかけるとともに適切に監督すべきとの意見がありました。

最後に委員長から「令和 6 年度の取組（案）」について、非常に重要な取組であり、実効性のあ

る対応を実施することとして承認を得ました。

これらのご助言・ご意見を踏まえ、関係者と連携して必要な取組を進めてまいります。